



復興・創生 その先へ

令和3年6月29日  
復興庁

### 全国の避難者数

各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による避難者の所在都道府県別・所在施設別の数（令和3年6月9日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ① 全国の避難者数は、約4万人
- ② 全国47都道府県、924の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者数【一覧】

本件連絡先：復興庁 被災者支援班

浮地・濱田

TEL：03-6328-0271

## 【別紙1】

## 所在都道府県別の避難者数(令和3年6月9日現在)

(下段のカッコ書きは、前回(令和3年5月12日現在)からの増減数)

## 【概要】

(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別			計	(前回 との差)	所 市 区 町 村 数
	A 応急仮設住宅等 及びそれ以外の 賃貸住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等			
北海道	919	402	5	1,326	(- 21)	53
東 北	岩手県	0	795	3	798	(※1) ( 0) 24
	宮城県	13	1,251	8	1,272	(※1) (- 4) 26
	福島県	834	(※2) 6,126	-	6,960	(※1) (- 6) 24
	上記三県 以外の県	2,315	2,013	17	4,345	(- 26) 84
	合 計	3,162	10,185	28	13,375	(- 36) 158
関 東	8,692	10,005	160	18,857	(- 29)	337
東海・北陸	983	361	1	1,345	(- 18)	92
近 畿	1,020	1,021	1	2,042	(- 21)	95
中 国	852	542	2	1,396	(+ 4)	49
四 国	94	63	0	157	( 0)	26
九州・沖縄	1,165	462	3	1,630	(+ 2)	114
合 計	16,887 (- 107)	23,041 (- 9)	200 (- 3)	40,128	(- 119)	924 (- 1)

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から28,147人、宮城県から3,555人、岩手県から822人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

所在都道府県別の避難者数(令和3年6月9日現在) 【一覧】  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和3年5月12日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別			計	所 市 区 町 村 数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
1 北海道	919 (- 11)	402 (- 10)	5 ( 0)	1,326 (- 21)	53 ( 0)
2 青森県	35 (+ 1)	179 (- 1)	3 ( 0)	217 ( 0)	15 ( 0)
3 岩手県	0 ( 0)	795 ( 0)	3 ( 0)	798 ( 0)	(※1) ( 0)
4 宮城県	13 ( 0)	1,251 (- 4)	8 ( 0)	1,272 (- 4)	(※1) ( 0)
5 秋田県	190 (+ 1)	277 (- 3)	0 ( 0)	467 (- 2)	17 ( 0)
6 山形県	788 (- 8)	719 (+ 5)	9 ( 0)	1,516 (- 3)	29 ( 0)
7 福島県	834 (- 4)	(※2) 6,126 (- 2)	-	6,960 (- 6)	(※1) ( 0)
8 茨城県	1,228 (- 13)	1,590 (- 15)	39 (- 3)	2,857 (- 31)	38 ( 0)
9 栃木県	1,866 (- 2)	874 ( 0)	8 ( 0)	2,748 (- 2)	24 ( 0)
10 群馬県	295 ( 0)	350 (- 1)	9 ( 0)	654 (- 1)	22 ( 0)
11 埼玉県	1,060 (+ 4)	1,837 (+ 3)	24 ( 0)	2,921 (+ 7)	56 ( 0)
12 千葉県	972 (- 12)	1,381 (+ 7)	22 ( 0)	2,375 (- 5)	42 ( 0)
13 東京都	2,067 (- 5)	1,584 (+ 15)	45 ( 0)	3,696 (+ 10)	51 ( 0)
14 神奈川県	48 ( 0)	1,872 (- 1)	12 ( 0)	1,932 (- 1)	24 ( 0)
15 新潟県	1,302 (- 15)	838 (- 6)	5 ( 0)	2,145 (- 21)	23 ( 0)
16 富山県	39 ( 0)	79 ( 0)	0 ( 0)	118 ( 0)	6 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
17 石川県	66 (- 13)	49 (- 2)	1 ( 0)	116 (- 15)	9 ( 0)
18 福井県	89 ( 0)	18 ( 0)	0 ( 0)	107 ( 0)	8 ( 0)
19 山梨県	406 (- 4)	75 ( 0)	0 ( 0)	481 (- 4)	17 ( 0)
20 長野県	406 (- 2)	219 ( 0)	1 ( 0)	626 (- 2)	32 ( 0)
21 岐阜県	62 (- 11)	107 (+ 9)	0 ( 0)	169 (- 2)	21 ( 0)
22 静岡県	344 (+ 1)	223 (- 1)	0 ( 0)	567 ( 0)	31 ( 0)
23 愛知県	743 ( 0)	81 ( 0)	0 ( 0)	824 ( 0)	41 ( 0)
24 三重県	73 ( 0)	45 (- 1)	0 ( 0)	118 (- 1)	15 ( 0)
25 滋賀県	72 (- 1)	78 (- 1)	0 ( 0)	150 (- 2)	12 ( 0)
26 京都府	1 ( 0)	336 ( 0)	0 ( 0)	337 ( 0)	14 ( 0)
27 大阪府	320 (- 3)	276 (+ 3)	1 ( 0)	597 ( 0)	22 ( 0)
28 兵庫県	446 (- 8)	285 ( 0)	0 ( 0)	731 (- 8)	22 ( 0)
29 奈良県	59 (- 3)	17 (- 8)	0 ( 0)	76 (- 11)	10 (- 1)
30 和歌山県	33 ( 0)	11 ( 0)	0 ( 0)	44 ( 0)	7 ( 0)
31 鳥取県	40 ( 0)	24 ( 0)	0 ( 0)	64 ( 0)	3 ( 0)
32 島根県	46 (+ 1)	6 ( 0)	1 ( 0)	53 (+ 1)	7 ( 0)
33 岡山県	597 (- 2)	331 (+ 2)	0 ( 0)	928 ( 0)	18 (+ 1)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
34 広島県	118 ( 0)	166 ( + 3)	1 ( 0)	285 ( + 3)	12 ( 0)
35 山口県	51 ( 0)	15 ( 0)	0 ( 0)	66 ( 0)	9 ( 0)
36 徳島県	16 ( 0)	10 ( 0)	0 ( 0)	26 ( 0)	8 ( 0)
37 香川県	41 ( 0)	9 ( 0)	0 ( 0)	50 ( 0)	6 ( 0)
38 愛媛県	28 ( 0)	9 ( 0)	0 ( 0)	37 ( 0)	5 ( 0)
39 高知県	9 ( 0)	35 ( 0)	0 ( 0)	44 ( 0)	7 ( 0)
40 福岡県	444 ( 0)	153 ( 0)	0 ( 0)	597 ( 0)	34 ( 0)
41 佐賀県	75 ( 0)	20 ( 0)	0 ( 0)	95 ( 0)	8 ( 0)
42 長崎県	31 ( 0)	17 ( 0)	0 ( 0)	48 ( 0)	5 ( 0)
43 熊本県	174 ( + 1)	69 ( 0)	2 ( 0)	245 ( + 1)	13 ( 0)
44 大分県	85 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	87 ( 0)	11 ( 0)
45 宮崎県	110 ( 0)	133 ( 0)	0 ( 0)	243 ( 0)	10 ( 0)
46 鹿児島県	54 ( - 2)	43 ( 0)	0 ( 0)	97 ( - 2)	11 ( - 1)
47 沖縄県	192 ( + 3)	26 ( 0)	0 ( 0)	218 ( + 3)	22 ( 0)
合 計	16,887 ( - 107)	23,041 ( - 9)	200 ( - 3)	40,128 ( - 119)	924 ( - 1)

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から28,147人、宮城県から3,555人、岩手県から822人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。